

総務文教常任委員会記録

平成28年11月22日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

平成28年11月22日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	11月22日 (火)	案 件 前回の総務文教常任委員会での指摘事項について報告 〔説明、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

教	育	長	天野	昌明			
教	育	次	長	園木	一博		
教	育	総務課	長	江	寄	充	伸
教	育	総務課	総務係	長	原	祥	雄
教	育	総務課	総務係	主査	犬塚	毅	

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 日程

前回の総務文教常任委員会での指摘事項について報告

[説明、質疑]

6 傍聴者

2人

7 その他

なし

学校給食センター天井内調査報告書についてということでございます。

この調査につきましては、去る7月29日に学校給食センターの、いわゆる特定天井内部の耐震性能が確保されているかどうかの調査を安井建築設計事務所九州事務所のほうにお願いをいたしまして、もらったものでございます。

調査報告書につきましては、8月5日に学校給食センター建設工事の施工業者及び施工監理業者と調査結果について協議を行った結果、調査を行った安井建築設計事務所より報告することといたしまして、一度報告書の提出がございました。

その報告書が2ページ、3ページのほうに掲載しているものでございます。

その後、この報告書を公開することを含めまして、この報告書の取り扱いのほうを安井建築設計事務所に確認したところ、今回の調査につきましては、あくまでも安井建築設計事務所の協力により行ってもらったものでございまして、正式に委託契約等によるものでないことから報告メモという形で整理することとなりまして、9月8日に報告メモが提出されたものでございます。

その報告メモについてが4ページ、5ページに掲載しているものでございます。

このことから、当初提出された報告書につきましては、あくまでも途中経過の文書として取り扱うことと整理したところでございます。

続きまして、2点目でございますが、学校給食センターにおける天井施工の流れについてでございます。

資料の6ページをお願いいたします。

特定天井仕様関係の法改正につきましては、平成25年8月に建築基準法施行令第39条第3項のほうが改正をされております。改正前につきましては、クリアランスは必要でございましたけれども、明確な数値基準がございましたが、改正後、天井材と壁との間に6センチ以上のクリアランスを設けることとなった次第でございます。

また、文部科学省におきましても、直後に学校施設における天井等落下防止対策のための手引が示されたところでございます。

このようなことを受けまして、工事に際しましては、工程会議のあとに行われておりました分科会において、政令及び告示の確認を行い、市及び工事施工監理者、工事施工業者の3者のほうで合意がなされ天井施工が行われたわけでございます。

しかしながら、天井施工を行う中で、施工監理者より平成26年4月15日に施工状況確認検査が実施されておまして、その中で、壁と天井とのクリアランスが6センチに満たない部分について指摘がなされております。その指摘に対しまして、4月22日に是正確認が行われたところでございます。

法改正を含め以上のことにつきまして、項目別に時系列に一覧表として下のほうにお示ししているところでございます。

次に、7ページから12ページまでにつきまして、計47回行われました工程会議の概要についてそれぞれ記載をさせていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

今回の学校給食センター災害復旧工事の工事費、工事内容の内訳についてでございますけれども、復旧工事につきましては、途中から一部設計書とは違うような状況が見えてまいりましたので、途中から緊急現場保存工事というような形で、2つの工事に分けて施工を行ったところでございます。

まず、13ページ目でございますけれども、天井災害復旧工事の工事の内訳を項目別に記載のほうをさせていただいております。

一番下に、請負額として当初契約金額827万2,800円でございますが、次の緊急現場保存工事に入るまでの間の出来高というようなことで、落札率を掛けまして334万2,600円で工事のほうを行っていただいております。

めくっていただきまして、14ページですけれども、その後の、今回、震災の因果関係を調査するというようなことを決定いたしましたので、そのために現場のほうを保存するというような工事に切りかえております。そのための緊急現場保存工事の工事の内訳につきましては、随意契約といたしまして、14ページのほうに項目ごとに内訳を記載させていただいております。

工事費につきましては、設計金額で請負のほうを行っていただきまして、513万5,400円で契約をしたところでございます。

以上、簡単ではございますが資料の説明にかえさせていただきます。

古賀和仁委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、質疑があればお受けしたいと思います。

なお、お願いします。

質疑については挙手をもって、マイクのスイッチについては必ずお願いをいたします。

小石弘和委員

これですね、この書類が7月29日と、メモも29日になっている。この違いはどういうふうなことなのか、お答えをお願いしたいと思います。

江寄充伸教育総務課長

先ほども申し上げましたけれども、当初、一度2ページ、3ページに掲載しております報告書のほうが提出をされたわけでございますけれども、この報告書につきまして、公開等を

含めて安井建築設計事務所さんのほうと協議をさせていただきましたけれども、この報告書につきましては、あくまでも途中経過での報告書であるというようなことで、報告メモと同日の日付で、報告メモというような形での報告書にかえさせていただきたいというようなことで整理をしたところでございます。

小石弘和委員

じゃあ、かえさせていただきたいというようなことを、要するに7月29日の日付に変えたというふうに解釈してよろしゅうございますか。

園木一博教育次長

日付の7月29日でございますけれども、これが調査を実施された日付になっております。

本来、提出日を記載すべきものだという認識はいたしておりますけれども、相手さんから提出された書類が調査日の日付をもって提出がなされておりました、報告にもありましたように、一旦2ページ、3ページ目の書類につきましては、8月17日ごろに提出がなされ、その後協議後、9月8日に、この報告書が報告メモにかえるということで、同日付けの29日が記載されているというふうに理解しています。

小石弘和委員

じゃあ、お尋ねをしますけど、これはあくまでも私は公文書と、この建設のときの不適切な施工というふうなことも明確に書いてありますし、この提出された文書をなぜ今まで公表しなかったのか、ね。誰がどのような理由で保管して、放置してたのか。

また、こうした文書存在の報告が、教育委員会、市長部局まで届いていたのか。

この文書、私は8月5日に行われた市と業者との協議を踏まえて作成されたものと考えているというふうなことで、11月1日の委員会でお尋ねした際、答弁は、ただいまの質問でございますけど、正式にいただいた文書はございません、というものでした。

虚偽的な答弁と言われても仕方ないんじゃないですか。どういった根拠で答弁されたのか、お伺いをいたします。

江崎充伸教育総務課長

確かに、11月1日の委員会におきまして、正式にいただいた文書はございませんというふうな答弁をさせていただきました。

ただいま御指摘のように、虚偽の答弁と言われても仕方ないと思っておりますけれども、8月5日の協議を受けて報告書が提出されたわけでございますけれども、その後、公文書としての取り扱いも含め、提出者と安井建築設計事務所さんとの協議の結果、報告メモとして整理を行い、提出済みの報告書につきましては、あくまでも、先ほど御説明しましたように途中経過の文書であることと整理したため正式にいただいた文書はございませんと答弁させていた

だいたという次第でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、今提出された分を公文書として、もう判断してよろしゅうございますか。

園木一博教育次長

本来ですと、当然、公文書については、文書受け付け、供覧等いたしたものが正式な公文書って理解をいたしておりますけれども、この文書については、保管されて、正式に受け付け、供覧等がなされてない状況でございますが、あくまで、相手方から提出されたものということですので、基本的にはもう公文書に類するものという判断を私どもとしてはいたしております。

小石弘和委員

わかりました。

じゃあ、この類似した、8月17日に提出されたもの、なぜ、どこで保管されたのか。それをちょっとお答えください。

江寄充伸教育総務課長

この文書につきまして、教育委員会のほうで保管をいたしております。

以上でございます。

小石弘和委員

お尋ねですけどね、天野教育長、この公文書の存在を知っていたのか、ね。

市長部局には、いつこれが報告なされたのか。

8月24日に記者会見で、市長は施工業者が不適切な工事を認めている旨のコメントをされているわけですね。この公文書が根拠となっているんじゃないかと私は考えるわけですね。

これ、いつこの書類を市長部局に報告されたのかお尋ねをいたします。

江寄充伸教育総務課長

この8月5日の協議結果につきましては、翌日までに産業経済部長より市長、副市長のほうに報告をされております。

また、報告書につきましては、原稿段階の文書については、8月12日に副市長のほうへ内容の報告をいたしております。しかしながら、正式に捺印された文書につきましては、原稿内容のとおり提出された旨の報告は行っておりますけれども、報告書自体の内容の報告は行っておりません。

以上でございます。

小石弘和委員

それはおかしいんじゃないですか。

これ、もう純然たる、もう公文書として扱うというふうなことを今、次長言われた。ここに、実際にね。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時8分休憩



午前11時8分開議

古賀和仁委員長

再開します。

松隈清之委員

公文書の定義って何ですか。

園木一博教育次長

行政が所管している文書で、基本的には私文書以外は公文書という認識をいたしております。

通常、公文書の取り扱いについては、文書が提出されると受け付け処理を行って、決裁権者も含めた供覧等を行う取り扱いを行っておりますけれども、今回提出された文書については、受け付け、供覧の手続がなされていないという状況にあるという御報告をさせていただいています。

松隈清之委員

内容的には私文書じゃないですか。内容的には私文書っていうのは、公文書自体が、例えば私文書でも、つくられた時点では私文書ですね。行政が、法令とか権限に基づいて作成した文書じゃないから私文書なんですよね。

それを受け取って、供覧とかの手続をした時点でそれ公文書に変わるんですか、保管した時点で。と、思っているわけ。保管する、そういう手続を踏んだ時点でそれは、私文書は公文書に変わると思っているんですか。

園木一博教育次長

通常の手続ですと、当然相手さんからいただいた文書については、受け付け処理をした時

点で公文書化されるというふうに認識をいたしております。

小石弘和委員

じゃあ、私は、もうあくまでも、これもうただ保管されて、私は公文書としてですね、それはもう受け付けてもらわないかん、もうはっきりですね。ここに安井建築設計のもの自体が出ているわけですからね。

その点をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど、私御質問した、こんな大事な書類をね、教育長も市長部局も知りつつ隠し続けることがいかなものかと、ね。

市全体の都合の悪いことは、要するに隠蔽しているとしか思われても仕方ないと私は思いますよ。この件に対して天野教育長、どう思われますか。

天野昌明教育長

今回の、この報告書等についての対応については、非常に不備があったというふうに私のほうも思っております。(発言する者あり)

不備があったというふうに思っております。

小石弘和委員

そういうふうな答弁でね、私は、非常に納得のいかないわけですよ。

こういうような大事な書類を、教育の一課長の部門で保管して、それを公表しない、受け付けしないというふうなことは、これはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですよ。

それから、既に教育長、市長部局も知ったとすればですよ、11月1日付けで鳥栖市教育委員会より、市が実施した復旧工事の職務上の義務違反などがあるとして、教育次長ら3人を懲戒処分とされている。

これは教育長、市長にしても、監督不行きですよ。これは処分の、当然対象になっていいんじゃないかと思うわけです。その点はどう思われますか。

天野昌明教育長

私自身の監督不行き届きということで、処分の対象に私自身がなっているということでしょ、そういうふうな。

小石弘和委員

せいけん処分対象に、おかしくないんじゃないかと私は思います、当然。

天野昌明教育長

私も監督不行きの一つというふうなことで認識をしておりますので、確かに責任を非常に感じております。

小石弘和委員

あのですね、このような立派な、公文書に匹敵するものがありながら、9月21日、橋本市長名で学校給食センターの建築工事にかかわる工事施工について、今泉・鳥飼共同企業体に対して、見解及び設計どおりの施工になってないというふうな理由と報告をしなさいと。それから、安井建築設計に対して、新築工事、監理業務の受注者の見解及び設計どおりの施工になってない理由を報告、2社へ写真をつけて、9月29日までに報告を行う必要があったというふうなことです。

再度の回答を見る限り、逆にでたらめな報告を、要するにされたというようなことが出てくるわけですね。

そのときは、要するに課長どういうふうにお考えですか。

江寄充伸教育総務課長

ただいまの御質問ですけれども、正式に私どものほうが2社に対して見解を求めております。

そこで、回答がなされておりますけれども、現段階につきましては、その回答が両者の見解というふうに受けとめておるところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、要するに、その書類、どっちを重要視するんですか、重要視していいわけですか、私たちは。

園木一博教育次長

今、御報告させてもらっている報告書につきましては、7月29日に安井設計の御協力をいただいて、調査を行った調査の報告書という取り扱いで認識をいたしております。

先ほど、課長も申し上げましたように、市のほうから正式に見解を求めて、先般11月1日に御報告させていただいた文書が、施工業者、並びに施工監理者の正式な見解だというふうに私どもとしては認識をいたしておりますので、当然、報告内容と最終的に業者からいただいた見解と一部齟齬する部分もあるだろうという認識はいたしておりますので、今後、ここについては、専門家の御意見等をいただきながら、何が正しいのかというところも含めて、調査委員会を立ち上げて、明確にそこら辺の整理をさせていただきたいというふうに認識しているところです。

小石弘和委員

それはおかしいですよ。

一つは、預かった、要するに文書。これにもはっきりね、建設時の不適切な施工による軽

鉄材及び下地ボード先端部の切断不足によるものも確認されたと。これは、要するに教育委員会が、現地に運んで、要するに検査された内容の文書じゃないですか。

江崎充伸教育総務課長

確かに、7月29日の調査につきましては、現地に私のほうも入っております。

それで、この不適切な施工によるという表現がどうか、個人的には不適切な施工、あるいは施工ミス、いろんな表現の仕方がございますけれども、確かにここに書かれている事実については間違いのないものと私のほうも確認しております。

以上でございます。

小石弘和委員

確認しているなら、8月17日に提出されたことは、要するに、もう公文書として扱っていないんじゃないですか。

もし、これを公文書として扱わなきゃ、もし裁判ができた場合は、これ負けですよ、ね。そういうふうな手続を踏むべきですよ。

園木一博教育次長

御報告もさせていただきましたけれども、当初は、途中経過文書ということで、一度そういった文書がないというような、11月1日の委員会での御回答をさせていただいた経緯もございますけれども、あくまで、施工監理業者から、一度度提出をされた文書でありますので、基本的には市がちゃんといただいた公文書に類するものだという認識をいたしておりますので、今回の委員会に提出をさせていただいたという経緯でございます。

小石弘和委員

あのですね、2社に対して、2社っちゅうとは、今泉・鳥飼企業体、要するに公文書で出された分ですけど、提出期限が9月29日と決められとるわけですね。ところが、出たのが10月12日付けで提出がなされているわけですよ。

どんな理由があったのかという1点と、聞くところによると9月28日に、提出の1日前に今泉建設さんと安井建築設計さんが弁護士を同行されて、種村副市長にお会いされと聞くが、このような協議がなされたと。教育長、そういうふうな報告、受けていますか、教育委員会は。

天野昌明教育長

受けておりません。

小石弘和委員

教育委員会も全然受けておりませんか。

天野昌明教育長

受けておりません。

小石弘和委員

何かね、虚偽的に隠しているんじゃないですか。

本当に、こんな大事なことを出さないっていうふうなことはおかしいんじゃないですか。私はそう思うんですけど。もう何か、うそついているか隠していると思えないんですよ。

本当に、教育委員会、天野教育長、それを受けてないんですか。

天野昌明教育長

受けておりません。

小石弘和委員

この件に関しては、また私、調査を、要するにしたいと思います。

なぜ、こういうふうなことを、要するになされているかというふうなこともです。

本当に、もう少し表に出していただかんと、非常に私はね、市民を愚弄したような考えになるんじゃないかなと。もう、そういうふうには隠し事を、要するにようされるんじゃないかなと。こういうふうなことをやられるなら、私自身の思いを結局言わなくてはいけないわけですよ。

私は先般、6月の定例会の折に、一般質問の聞き取りの際、天井廻り縁を10センチから12.5センチに変更しなければならない理由をしました。既に、県を通じて国の災害復旧事業計画書を提出しているために、変更理由は言えないというようなことで疑問が残ったわけですよ、ね。

そうするうちに、復旧工事が始まったので、廻り縁の変更理由がわかるかもしれないとは思ったわけですよ。そいけん、事前に復旧工事の代表者の了承をもらって、7月25日午前11時ごろ、復旧現場に立ち入ったわけですよ。入れさせていただいたわけですよ。そして、現場監督さんに、もう連絡しておかれたのでスムーズに私は受け入れをいただいたわけです。

まず、監督さんに私はお伺いした、煮炊き室とあえ物室とコンテナ室と洗浄室は、いつまでに終わらないかんとですかと言うたら、8月7日までに終わるように言われたわけですよ、ね。

ところが、25日の、8月25日と26日はすき間を6センチにね、「7月」と呼ぶ者あり）あ、7月の、7月25日、26日にすき間を6センチに作業をしなくてはならないと。工期に間に合う、2日間も休むから工期に間に合うかどうかは大変心配されとったわけですよ。

最初は私、何のことか全くわからなかったですよ、さっぱりわからなかった。

よく聞くと、この問題が天井クリアランス不足という事実であったというふうなことを知ったわけですよ。その時点で、もう3分の2程度は廻り縁も外されとったわけですよ。そう

いうふうに記憶しております。そこに、市の職員も現場で作業を見守られとったわけです。

そのときの状況ですが、煮炊き室だったと私は記憶しておりますけど、1人の方がその足場に乗って、組まれた足場でクリアランスの間隔を測ってあったんですね。

その部分は、私はそれ違うんじゃないですか測り方がと。それ3センチしかないじゃないですかっていうふうに、クリアランスの不足するところもその場で確認することになったわけです。もう1人の方は作業をしておられたわけですよ。

あとで聞いたところによると、この2人の作業者は、建設当時の施工業者の方であったというふうなことをお聞きしたわけですよ。

片や復旧業者は、廻り縁を外すにしてもつり天井のクリアランスか少ないところ、多かったために、何か非常に難しい外し方をされとったというふうな記憶はあります。箇所によっては、クリアランスが全然なくて、壁にもうべたづけの下地がついてたところが大半あったと、私はこの目で見てるわけですよ。もう、下地ボードの金具が飛び出しているところもあったし、こうしたことがやはりクリアランスの不足であったんじゃないかなというふうなことは思いがありました。

そいけん、私もこうしたことを含めて考えましたけどね、私自身建築の専門家でございせんので、全体的に見回したところ、クリアランスが不足していた部分が数多くあるというふうなことを私は思いました。

さっきも言いましたけど、クリアランス部分があったわけで、翌26日も復旧業者の許可を得て現場を見ましたけど、作業は行われていなかったわけですよ。

そいけん、こうしたことを私が、教育総務課のほうに問い合わせたわけですが、クリアランスの不足した部分の確認や天井ボードの切断作業などについて、復旧業者や施工業者との正式な協議を行っておったんですかと問うたところ、全然その話はしておりませんと。復旧業者や建築当時の施工業者は正式な協議は行っていないと。

そいけん、その回答では、市の担当者が私の現場を見る前に、7月23日に廻り縁が外された時点で施工業者と施工監理者を呼んで確認をされているんじゃないかなと、ね。その場で、7月25日からクリアランスの不足が、切断作業を行うというふうなことを決めたんじゃないですか。

そいけん、私は、こうした回答に対して数々の疑問があったわけですよ。いろいろ疑問点を追求したところ、言い訳ばかりしか、要するにしないわけですよ、教育委員会は。

そいけん、私は再度7月28日に、教育長も立ち会いの上に教育総務課とお尋ねを、要するにいたしましたよ。そのときも、明快な答弁はなかったんです、お答えは。そうでしょう。

そいけん、私は、その際、教育総務課と教育長の前で、7月25日に私が現場を見に行っ

なかったなら、クリアランス不足の部分の切断は粛々とやられてね、結果的に市民も市議会もこうした事実を知ることにはなかったと思うんですよ。

そいけん、結果的に、私は隠蔽工作じゃないですかというふうなことをはっきり申し上げたんですよ。

そのときの答えは、そんな気はさらさらございませんと。私ちゃんとメモに書いておりますよ。

そのときも、こうした重大な事実は、一刻も早く市長とか市議会に報告すべきじゃないですかと進言をいたしました。このことに対しては何もございませんでした。

その後、市議会の報告は発覚後、新聞報道で知ったような状態ですよ、ね。

何か、そういうふうなところを考えると、誰かをかばっているようなことしか思えないわけですよ。そして、やっと委員会の中でいろいろな話をして、やっとこういうふうな文書が出てきたような状況ですよ。

これが一連のね、私は流れではないかなと。

何か、私の質問に対しても、虚偽的なもの、そういうふうなことがありありね、出るんじゃないかなと。出ているんじゃないかなと。

もし、それが違うなら反論してください。反問してください。

以上です。

園木一博教育次長

今、小石委員から御指摘いただいた案件については、まさにそういうふうに理解されてもやむを得ない状況であったというふうに認識をいたしております。

当然、その25日のクリアランスの切断作業等も含めて、本来ですと工事については、災害復旧工事を担っていただいている業者さんのほうに現場をもう渡している状況でございますので、当然、そのクリアランス不足等が発覚した段階で施工を担っていただいている業者さんとも十分協議をし、方向性を正式に見出して、かつ報告等も適切に本来行うべきだったという認識をいたしております。

今となっては、結果的に全てが遅れ遅れの、議会の報告も含めてになりますけれども、そういう状況に至ったことは、やはり大きく反省すべき点があるものという認識をいたしているところでございます。

天野昌明教育長

確かに、私も今回のこの事案がありまして、非常に議会軽視ということで、非常に反省をしております。

この事案が発生して、私自身も一番ぐち、頭によぎったのは、これはひょっとしたら給食

間に合わんじゃないかと。8月26日からスタートします給食が、この様子やったら間に合わないのじゃないかということと、ずっと流れていたときに、なかなか動かない、復旧工事も始まらないという状況の中で、じゃあどうしたらいいのかなっということ、そのときに、こういったことで、すぐに議会のほうに御相談をし、また報告しつていう、そういう考えができなかったことを、非常に私も今になって反省してます。

今後は、こういうことがないようにということで、もういろんな面で議会のほうと情報共有しながらというふうに思ってますけど、7月23日以降のこの流れの中では、確かにまずは議会にという、これだけの内容であったことを含めて非常に反省をしております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

下田 寛委員

ちょっと、流れの確認をさせていただきたいんですけども、まず2ページ、3ページの安井建築設計事務所さんから出たものがあるって、それを踏まえた上で、公文書に類するものっていう形で4ページ、5ページのメモという形で、多少表現を和らげたと言っているんでしょうかね。

そういった資料が提出をされているということなんですけれども、資料の中で7ページから12ページの、この会議の概要の中には、クリアランスについては特に触れられてないですけど、実際の協議がまずどうであったのか、この事がどういった形で協議が、これだけ見ると協議されてないことになっちゃうんですけれども、実際のところどうだったのかっていうのを、まずお伺いしたいんですが。

園木一博教育次長

7ページから工程会議の概要という形で、資料をつけさせていただいております。

工程会議の中を見る限り、文書として特定天井についての協議事項案件が見当たりませんでした。

当時の関係者、聞き取りをする中では、建築分科会の中で3者合意をしたと。それで、もともと設計の中になかったのがクリアランスの寸法だけで、建築基準法改正内容の天井仕様についてはもともと耐震天井で設計がなされておりますので、全ての要件、クリアランスの部分以外については要件を満たしていたと。

それと合わせて、建築基準法でいきますと6メートル以上、かつ200平米以上ということで特定天井の仕様になっておりますけれども、その案件から申し上げますと、給食センターは該当する天井はございません。

そういう意味で、安井設計のほうから建築基準法でいう特定天井ではないという表現になっているものと理解しておりますけれども、その翌日、8月6日に文部科学省のほうから学校施設の天井の手引というのが発行されております。

文部科学省につきましては、特に学校施設については非常に重要な施設であるということで、建築基準法をさらに厳しく、200平米以上、または6メートル以上の天井について特定天井の仕様で整備を進めていくことというふうな指摘がなされておりましたので、それを受けて建築分科会の中でクリアランスを6センチ確保することを確認されて、工事が施工をされたと。

先ほど、ちょっと説明の中にありましたように、天井工事が、6ページの資料で申し上げますと、3月末から5月17日間で工事が行われておりました、4月15日に天井下地の施工状況の確認、施工監理者による検査が行われております。

この検査指摘においても、60ミリのクリアランス不足という指摘がなされて、その是正措置の報告が22日、施工業者のほうから提出されたという経緯がございますので、それから申し上げましても、3者の中で60ミリのクリアランスの確保というのは、施工の中で共通認識をいただいていたものというふうに認識をいたしているところです。

下田 寛委員

6ページの、今の一番下のところにあるところですよ。

4月15日指摘、4月22日に是正確認。これは、市役所の方も同席されて確認作業までやっているんですかね。

園木一博教育次長

この検査は、あくまで施工監理者の検査で、市職員は立ち会っておりません。

ただ、報告書類として提出がなされております。

下田 寛委員

すいません、確認ですけど、そのときには6センチ以上のクリアランスはしっかりとってあるという報告がなされているんですか。

園木一博教育次長

15日の検査において、クリアランス不足が指摘がなされ、施工業者においてその指摘された箇所についての是正措置を行ったという写真をつけて報告がなされております。

小石弘和委員

ちょっとあなたたちは、もう少しね、びしっとした、正確な答えをしなけりゃだめですよ。

ところで、市の職員の方に聞きますけど、7月23日、安井建築設計と今泉建設の現場監督を入れてるじゃないですか。そのときに、現場監督さん、聞くところによると、こんなとこ

ろに私たちは常識的に入れないと。

なぜ、そこに市の職員は入れて、安井建築いらっしやったんですか。そこが私は知りた
いんですよ。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時39分休憩



午前11時40分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

お答えをします。

7月23日にクリアランスの不足、地震の影響かともとは、はっきりはわからないよう
な状況でしたので、そのまま災害復旧工事を進めていいのかどうかの判断をするために、当
初の設計者であった安井建築設計事務所、それと施工者だった代表の今泉建設を呼んでおり
ます。

小石弘和委員

じゃあ、そういうことを、要するに言われるなら、なぜその時点で教育委員会なり市の全
体協議をなされなかったのか。

そのときに、クリアランスがないということを要するに市の職員も認めたんじゃないです
か。それで25日に現場に入れてるんじゃないですか。

実際、クリアランス、カットしよった現実もあるんですよ。それは市の指示がなければし
ないはずですよ。

なぜ、こんな大事なことを一職員の単独でさせたかと、入れたかというふうなことが、こ
れ疑問視されますよ。

再度お答えください。

天野昌明教育長

今、言われるとおり、正式な手続なしにこういった形で切断をしてしまったということは、

確かに隠蔽というふうに懸念を持たれても仕方がないというふうに、それは確かに思っております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

どうしてよその業者を入れたのかっていうの、最初のね、今言われた、最初に説明をされたその状態を見てもらう、確認をしてもらうっていうのは100歩譲ってわからんじゃないですよ。これでどうなんだと。

ただ、そのあとに、今言われるように、要は切断をさせる作業に入らせるっていうのは大分飛躍するわけですよ、そこから先は。目視なり何なりで確認をする行為と切断をする行為との間にはすごい開きがあるわけですね。

だから、ここは今言われるように、要はよその建設現場の中で、実際現地で、確認とかじゃなくて作業するわけやから、そこは恐らく、特に我々以上にね、そういう部分は詳しいと思うんだけど、そこは何で本当に、ただ申し訳ないと言われてもね、何でそういうことが、することになったのかっていうのは非常に疑問ですよ。そこがね、何よりも。

いや、100歩譲って、見てもらうまではいいですよ、それを受けてちょっと今の復旧工事をどうしようか検討すると、協議をするから一旦じゃ工事を中止してくださいとか、その判断のために現場を見てもらうまではわかるんだけど、そこからカットさせるまでの、決めたのがすごく短いし、その判断を誰の責任のもとでやったのか。

それで、それをよくできたなと——よくできたなとか、そういうことに至ったところが、非常にこう、疑問なんですよね。そこはどうなんですかね、実際。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

確かに、言われるように23日に現地の確認をして、25日からボードの切断作業をしたという時間の問題につきましては、やはり調理エリア内を2学期給食再開に向けて工事を終わらせるというスケジュールを立てていて、非常にタイトな中で工事を、災害復旧工事をしていただいていたということもあります。

それと、確認をしたあからのボード切断までの判断ですけれども、現地の確認を3者でして、もう私の頭の中には、基本的にはクリアランス不足はないという前提があったものですから、要は天井が動いて、このまま天井災害復旧工事を進める、進めた結果、また同じような被災を受けてはいけないという考え方がありましたので、当初の設計者の考えっていうのは非常に建物をつくる上では重要な部分になってきますし、その意図を汲み込んで施工を

やった施工者についても意見を伺うべきということで呼んでおります。

意見を求めたところ、今泉建設のほうからボードカットについての提案を受けたところから、もしするんであれば早急にやらなきゃいけないと、廻り縁を新たに取付ける前でないとボードカットはできないということで段取りをしていただいたところです。

ボード切断につきましては、足場の使用等もございますので、そのあたりも協議をしながら作業をして、進めたところでございます。

以上です。

園木一博教育次長

松隈委員おっしゃるように、当時の施工業者、設計業者で確認作業までは、これはやむを得ないという私もそういうふうに認識はいたしますけれども、それから、当時の施工業者に作業を行わせるっていうのは、これはあり得ない話だろうと。

当然、その現場については、災害復旧工事ということで現場をお渡して、施工業者のほうにもう既にお願しているわけですから。

工事の内容、仕様等が変わるんであれば、災害復旧工事を担っていただいている業者さんとまずは今後の対応について十分な協議を行い、かつそれによって、最悪、給食再開にスケジュールの影響が出るのも含めてですね、まずはその協議を先にすべきだったというふうに私としてはそういう考えを持っておりますので、当然、給食再開を念頭に現場を1日でも早く終わらせて、再度災害がないような仕様にしたいという意図はわかりますけれども、手順的には、まずはその現場というのは、災害復旧工事を担っていただいた業者さんのほうに現場渡しをしている状況から考えますと、そちらの業者さんとまず十分な協議をすることからスタートすべきだったというふうに認識をいたしているところです。

松隈清之委員

23日にわかって、廻り縁外してわかって、この時点で廻り縁外してたエリアってどこでしたっけ。前も聞いたかと思うんですけど。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

洗浄室でございます。

松隈清之委員

その時点で、今言われたのは、洗浄室は全部廻り縁外れてたんですかね。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

全部ではございません。

7割から8割程度であったかと思います。

松隈清之委員

その7割から8割外れているというときに、恐らく今の、さっきの説明では、もともとのクリアランス不足があるとは思っていなかったと。要は、天井の水平方向の揺れでクリアランスがとれてないところが出てきているという判断で、それは恐らく、今の説明だと3者ともそういう認識でいたということですかね。

要は、その時点では、それは施工不良ではなく、施工不良という言葉がどうかかわらないですけど、施工不良ではなくて、水平移動したことによるクリアランス不足。それを、要は揺れて、曲がった状態で、ずれている状態でやっているやつを戻さずにカットで対応しようっていう、報告によるとね、そうになっているんだけど。

だから、その時点では、要は金具だけが飛び出ているとか、ボードが不揃いになっているとかっていう、7割の中にはそういう箇所は1カ所もなかったんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

金物だけが飛び出ているという状況はございませんでした。

天井が2枚貼ってありますけど、不揃いなところは出てきております。ただ、不揃いの中の壁に近いほう、要はクリアランスの最小寸法を確認するボードまでは6センチに満たないというところが確認されました。

松隈清之委員

カットしている部分がもうあるんで、もうそこはわかんないですね。

説明がそうなのかどうかは、もう検証のしようがないんだけど、そのあと見せていただいた写真による資料等を見ると、ボードがふぞろいであっても、とにかくそろっとるところのほう、どうなんだろうなあ、あんまなかったような。むしろ、金物とかボードとか結構ふぞろいな状態のところのほう、それはそういうところだけの写真があるからそうなのかもしれないけど、7割の中で、そのエリアだけは少なくともそろってましたよっていうのも何か考えづらいんですね。

そこだけ施工しやすかったからそうになっているのかどうかかわかんないですけど、前回の写真による資料とか見る限り、どこもこういう状態じゃないかと推測するほうが自然なんですよ。

そうすると、その7割見えた部分で、とりあえずおおむね全部そろってましたということのほう、むしろどうかなって。なおかつ、どこまで見られたのかかわかんないけど、ずれるんだったら、恐らく立ち上がりの金物っていうのも斜めになるんですよ。要はずれるんだから。ですよ。

例えば、クリアランスがほとんどないところもあるとすれば、6センチ近くずれるわけですよ、水平方向に。ということは、立ち上がっている金物が6センチずれるということは、

ほぼ目視でも見えるぐらい金物ずれてなきやいけないですよ、つっている金物が。

でも、恐らくほかの、あとから見た写真によると、水平方向のずれってほとんどないですよ。金物ずれているような写真、あんまないですもんね、水平方向のずれ。

それは確認されているのかどうかわかんないけれども、だから本当にね、その時点で水平方向のずれだっという認識を本当にみんな持ってたかどうか信用できないんですよ、正直。

なおかつ、それをさっき言ったように、23日に確認して25日に作業入ろうと思ったら、25日にやってくれっという話じゃないですよ。当然、その前にやってくれっという話をして、段取りして25日に作業するんですよ。

その日の、ほぼその日のうちにそういう判断してなきやいけないですよ。じゃあ、カットいつからできますかっていうのが。恐らく、翌日じゃないから多分23日のうちには呼んで、確認して、もう25日からやってくれっという判断をしているんだろと思うわけですよ、23日の時点でね。

そうすると、特にこの問題っていうのは、壊れたあとも、ちゃんと検証しなきゃいけないんじゃないかっちゅうような指摘もされとったし。予算がついたときもね、本当に地震の影響だけなのかっという指摘なり議論がされてた案件であるがゆえに、もしかしたらこれがそのせいかもしれない。このクリアランス不足がそのせいかもしれないというのは、当然のごとく出てくる話なんですよ。当然のごとく、これでもしかしたら壊れたのかもしれない。

そうじゃないかもしれないけれども、その一因がこれにあるのかもしれないっちゅうのは当然のごとく出てくるべきなんですよ。そういう議論がされているんだから、壊れて以降。

だから、そこを、もちろん給食再開に遅延を来すわけにはいかないという思いもあったんだろけど、本当にそれだけでそんな、半ば強引な判断をできるのかなっという、という確かに疑念は残るよね。

そこは何か、合理的な説明ってできるんですかね。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時55分休憩



午後 1 時 9 分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に引き続き質疑を行います。執行部の答弁を求めます。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

松隈議員の、7月23日の判断についてお答えをいたします。

まず、天井裏の写真を撮ったものを以前御提示しましたが、その写真の中で、上からつっているもの、部材の名称としましてはつりボルトと申しますが、洗浄室においてはこのつりボルト長さが1メートルから約1.5メートルございます。

この長さに対しまして、天井のずれが最大6センチあったとするならば、1.5メートルのうち6センチ横にずれていると。それで、当時の23日、洗浄室につきましては1センチか2センチ程度だったかと思えますけれども、約1%か2%の間でずれていたこととなります。

ただ、この23日の廻り縁が撤去された時点の状況としましては、廻り縁のみ撤去されてまして、天井のボードは一切撤去されておりませんでした。ですから、6センチ程度のすき間のところから天井裏をのぞくと、光を当ててのぞくということは非常に、確認としては困難な状況でした。

それと、6月議会で災害復旧工事の予算をつけていただいて、このときにつきましては、廻り縁の撤去がされていない状況下で予算要求と合わせて設計をしてきました。もちろん、建設当時におきましても適切な施工が行われているということを前提にですね、災害復旧工事を発注、着手してまいりました。

このような中で、結果として、そのようなクリアランスが1センチから2センチない状況については、その当時、地震の影響で天井がもとの場所に戻っていないというふうに判断したところでございます。

いずれにしましても、7月23日の判断について給食再開に向けて作業を優先してしまい、復旧工事に与える影響、並びに被災原因となりうる事案の可能性等について考えが及ばなかったことを反省しております。

以上でございます。

松隈清之委員

もう、ないものなんでね、検証のしようがないんで、それはそれで、納得できるかできないは別として、ちょっとほかのことも聞きたいんですけど、先ほども若干質問ありましたが、学校施設における天井落下防止対策のための手引が、この資料によりますと8月の下旬ぐらいに出されているのかな。

それで、これを受けて、この基準に従って天井を施工するという判断をした時期と、それ

に対して施工業者、あるいは施工監理業者、あるいは設計者との話をしたっていうのは、それぞれいつになりますかね。

いつからそういう、この手引に基づいた施工をしようという話をされたのか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

文科省から手引が出されましたのが平成25年の8月です。

それで、実際に天井を施工しましたのが翌平成26年3月の末からになります。ですから、この間ということになりますけれども、分科会における議事録が残っていないため時期が明確にはわかりません。

松隈清之委員

じゃあ、話をしたのはどこで話をしたんですかね。少なくとも6センチのクリアランスをとらなきゃいけないというのは、確認検査とか等である程度の認識はあったかと思うんだけど、そういう話はいつするんですか。

それは、少なくとも施工監理業者は、そういう検査をしているので、その認識はあったと思うんだけど、施工監理業者、あるいは工事施工業者に対しては、同じところでそういう話をしているんですか。それとも、それぞれに対してこういう形で、あるいは設計者にはそういうことするんだけど、設計上の変更は必要ないのかっていう協議はされているんですかね。されているとは思いますが。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

会議の場については、申しわけございませんが私も、どのメンバーがいてということまでは記憶にありません。

実際、全体会議にはかかっておりませんので、そのあとに行っていました分科会というのがあります。もちろん工程会議は、現場事務所で行ってます。現場事務所につきましては、教育委員会であったり、その当時の主管課の建設課、それと施工者、建築、電気、機械、この当時、後半になってきますと、外構工事等も発注が分かれておりましたのでその業者、それとあと厨房メーカー2社ですね。全てが入っての話し合い、要は全ての共通した、施工上影響があることについて打ち合わせをしておりました。

そのあとの分科会ということになりますので、それぞれが分かれて、担当に分かれて協議をされているということでございます。

ただ、この中で、3者が席に座ってやりとりをやったかどうかっていうのはちょっと記憶にございません。

以上でございます。

松隈清之委員

例えば、明確に何月何日に話をしたかっていうのは、そこまでの記憶はもしかしたらないかもしれない、記録がなければね。

けれども、少なくとも建築基準法の改正の公布があって、なおかつ学校施設における天井等落下防止対策のための手引が出ているのを認識して、それに対する対応として、こういう天井の施工にしようとなっているはずなんですよ。とするならば、じゃ設計はもうこの段階で見ると終わっているわけですよ。

だから、やるのに設計者に対して、何らかその話をしたことっていうのはあるってことなんでしょう、時期は別としても。

大体、例えば、いや、10月ぐらいでしたかなあとかでもいいんですけど。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

変更というところまでの認識はございません、工事の中に入ってはですね。何センチのクリアランスをとるかという判断を、その当時したんだと思います。

ただ、法施行がされたのが、すいません公布がされたのが平成25年8月になりますので、この時点で、設計事務所との、まず工事監理の事務所ですね。安井建築設計事務所になりますけど、と打ち合わせはしていると思います。

それが、会議の場であったのか、電話であったのか、またその両方であった可能性もあります。その情報が伝わってきますので、クリアランスの寸法についてのやりとりはの中でやった可能性はございます。

ただし、特定天井の仕様というふうに言ってますけど、この8月以前は耐震天井という呼び方をしてましたので、耐震天井の仕様にはもう設計当初からしておりましたので、その議論は特にしておりません。クリアランスの寸法についてだけですね、話をしたかと思います。

以上です。

園木一博教育次長

1点ちょっと補足させていただきますけれども、10月12日、施工者の今泉建設のほうから提出されている文書の中にも、文科省の手引の作成を受けて、3者協議の上、可能な限り手引仕様に準じた工事内容の施工をするということを決定し、このような施工に至ったと認識しているという文書も提出いただいておりますので、まさしくその確認方法、それから時期が明確にはなりませんけれども、施工者も十分そこは認識いただいているものというふうに考えております。

松隈清之委員

ただね、そこ問題なのは可能な限りって入っているんですよ。

それで、そういう仕様にするということにおいて、例えば、当時の現設計上、非常に6センチの

クリアランスをとるのに、設計上非常に困難であると。

例えば、屋根裏に入れない場所もあるし、当初の設計だと廻り縁を取りつけてから天井を差し込む形になってますよね。そうすると、6センチクリアランスがとれたかどうかの検査もしづらいわけですよ、現実的に。

だから、6センチのクリアランスをとる前提になると、今回の復旧工事のように廻り縁の角度を下につけたりとかっていう変更をしなければ非常に施工やりづらいんですよ。

だから、6センチ単にとれっていう話だけど、工事のやり方も、いや、6センチとるんであれば、やり方変えたほうがやりやすいですよとかって話が当然あってしかるべきなんです。

それに対して、じゃそうすることで別途材料も変わるし、お金もかかりますよとかっていう話は——施工監理業者じゃないじゃないですか、たまたま施工監理業者が安井設計なんだけれども、設計のほうにこういうことで変えるんだけどどうなんだろうかと、設計変更必要なのかとか、費用は別にかからないのかっていう議論をしないと、可能な限りというのは、逆にね、いや、ここはちょっともう困難ですからできませんで済むんですよ。

そこに、今泉建設が出されている文書を信じると、可能な限りやりましたけど、その結果があれですと言われると、可能な限りっていうのを了解してるってなるとね、そこはそこで可能な限りやりましたで終わっちゃうんですよ。

だから、今回出されている文書は、さっきのメモ、報告書メモも含めて当事者だから、僕はある程度信用してないですよ。極論するとね、当事者だから。

自分らの瑕疵にかかわることについては直接的に触れたくないんだから。

新たな、今後調査っていうのを待たなきゃいけないんで、そこはある程度信用してないんだけれども、そういうところは少なくとも確認はされているんだろうけど、可能な限りっていう前書きついてたよね。そこは可能な限りっていうことも含めて、発注者側として認識があったのかって話ですよ。

園木一博教育次長

60ミリ以上のクリアランスの案件でございますけれども、1つは4月15日に検査を行われて指摘が出されたということで、是正措置が行われているのが1点と、もう1点、竣工完了図という図面が、完成図書が提出されております。

それで、この図書の特定天井部の仕上げの内容で、明確にクリアランスの寸法は入っておりませんが、廻り縁と上の野縁との中心部のサイズが80ミリという寸法表示が出てまして、要は廻り縁の寸法を引くと67.5ミリになるというような図面等が竣工図として提出されておりますので、当然、こういう仕上げで天井の施工がされているものという認識をいた

しているところです。

松隈清之委員

今、立場的には、多分その施工業者にしても施工監理者にもね、それぞれに対して対立する立場にあるんですよ、認識が違うわけだから。だから、今後、それが法的な場であれ何であれ争っていくときには、いつどこで、どういうことがなされたのかっていう証拠がやっぱり要りますよね。

今のようにね、電話なのか会議なのかわからんけれども、そういう話はしましたと言ったところで、残っているのって、最初の設計書はもうこれで作ってくれてという設計があるわけじゃないですか。

そうすると、そのとおりにつくったところで、ね。何の証拠もなければ、あと、努力義務みたいな、可能な限りっていうのがただし書きとかつけられてればね、いや、ここはちょっと施工がしんどかったで、で済んじゃうわけですよ。

だから、いかにどこでどういう話をどういう形でやったかというのは重要なんですよ。

だから、この8月以降ね、例えば10月ぐらいに……、なんでかっていうと、例えば3月31日からやってるんだけど、これが、じゃ2月とか3月の下旬とかに話をしてしまうと、いや、もう全部材料終わってますよ、手配もって。だから、可能な限りが限りなく狭まるわけですよ。

例えば、早い段階でやっとならば、じゃそれをやるためには廻り縁のアングルのつけ方も含めて変えなきゃいけないですね。それに対してはお金がかかりますけど、いいですかという協議とかなされていれば、きちっとカットもできて、検査もできて、要は目視できる状態で検査できるじゃないですか。廻り縁つける前にクリアランスがとれてるかどうかっていうことも含めて、できた時期であったのか、なのにそれをしなかったのか、あるいはぎりぎりにね、そんな話をしたんで、これだとちょっとできるところもあるかもしれんけど、できるところはあんまないですよ。でも、可能な限りだから仕方ないですよっていう話になって、いつその話をしたかも重要なんですよ。

だから、まず可能な限りという認識は、そもそも発注者側として市にあったのかとか、それをいつ話をして、設計の変更等、あるいは工事費が余計にかかるかっていう議論をちゃんとやったのかどうかですよ。そこはされているんですか。

園木一博教育次長

設計変更の議論も起きてないということを知り及んでおります。

当然、その耐震天井から特定天井に仕様が変わった際に、明確に変更になったのが、クリアランスの寸法が建築基準法の基準の中で明確に出てきたと。

これは、当初設計図書のクリアランスのところに寸法が入るだけなので、そこを厳守すればできますねということで、設計変更の協議がなされていないと。当然、協議録等も一切残っておりませんので、設計変更の協議がなされ、さらには、先ほど松隈委員御指摘あったように、具材等の調達の変更等が出れば当然設計変更の案件になってまいりますので、恐らくそういった設計変更までする必要がないという判断がなされたんだろうと。これも、あくまで資料等が残っておりませんので推察するしかございませんけれども、そういう協議ではなかったのかなという認識をいたしてます。

松隈清之委員

あのね、要はその6センチ、数字が入ってなかったところが6センチになるだけだから設計変更の必要がないという判断を施工監理者、あるいは設計者を含めてそこに至ったのかはどうなんですか。

要は、それを向こうが——施工監理者も設計者も同一なんだけど——そこが、そこは別に6センチにすればいいだけなんで設計変更の必要ないですよっていうことを受けてそういう判断になっているんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

工事の中で設計変更に伴う事案が発生した場合は、発注者側または受注者側、どちらかでも構いませんけれども発議をするようなことになってきます。

ただし、今回は共に文書が残っていないということになりますと、お互い変更の事案に該当しないというふうに認識していると思います。

松隈清之委員

今後、認識しているかどうかというのは証拠がない以上どこまでそれが客観的に認められるかどうかわかんないですけど、少なくとも、今の話のとおりだとすると6センチのクリアランスをとることに関しては、現状の設計の中で問題がないと。だから、6センチをその中でとれるんだと。

だから、可能な限りではなくとれるんだっていうふうにみんな認識してるってことなんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

法に定められた仕様に準じて今回の天井の仕様を定めたということになりますので、当然6センチ以上のクリアランスはとれているものということで、現地の引き渡しを受けているところでございます。

松隈清之委員

それは、引き渡しはできているものとして受け取っているかもしれんけど、可能な限りっ

ていうのがね、文書であるわけですよ。

ただ、その可能な限りっていう認識がみんな持ってれば、いや、そこは可能な限りやりましたって話になっちゃうですね。可能な限りっていう認識はあったんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

可能な限りということでは思っておりません。

松隈清之委員

先日の委員会で提出された、今言う文書に関してなんですけど、これに関してはそれぞれ安井、今泉建設と認識の違いの話ってされましたか、文書が出されたあとに。

園木一博教育次長

文書提出を受けて、提出された文書内容について、施工監理者及び施工業者と意見交換等は一切行っておりません。

松隈清之委員

となると、向こうの言い分はそうですよという現状だけになるのかもしれないですけど、恐らくもう、どちらもその報告書だったり文書出されてるけれども、結局当事者なんでね、それぞれ言い分が出てくると思うんですよ。

今後は、検査を待たなきゃいかんところもあるんでしょうけれども、さっきも言ったように、どこでどういう話をしたかったっていうのが非常に大事なんですよ。

例えば、もし今、執行部の答弁を信じるとするなら、じゃ6センチのクリアランスをとろうということで話をしましたと。それで、もしクリアランスをとるのに、いや、今の設計上はクリアランスとるのが困難ですと、であれば施工業者のほうから発議して、設計変更を言わなきゃいけないという話なんすよね。きちっとそこが確認できていれば。

例えば、廻り縁のアンクルを上からつけてて、あとから天井差し込むのに6センチのクリアランスどうやって確認するんですかと。じゃあ、そこをとろうと思えば廻り縁のつけ方から変えないかんですよっていうのを施工業者が言わないかんようになるんですよ。本当に、認識があって確認がされてれば。

ただ、施工業者が可能な限りっていうことで認識していれば、ここはもう設計を優先するんだったら無理だよねと。6センチに合わせてカットするってちょっと、現実的に施工の手順上、段取り上難しいよねって。でも、可能な限りだからここはしょうがないかと、なってもおかしくないですよ。

だから、今ここでやってる話っていうのは、当事者が3者いるけど、そのうち1つしかいないから、そこだけの話でしかないんだけど、今後恐らく、争っていくときにはね、何の記録もないっていうのはちょっと信じられないところ、そもそも信じられないところはあるけ

ど、あり得ないよね。

いつそういう話をしたかもわからない。今、何回も聞いてるんだけど、8月にあって、例えばそれが、9月なのか、10月なのか、11月なのか、あるいは年明けなのかもわからないということでしょう。

それもわからないんですか、大体いつぐらいにしたよねっていうのも。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

申しわけございません。記憶にございません。

松隈清之委員

まあ、記憶にないものはね、ちょっとそれ以上聞いてもしようがないのかもしれないけど。

でも、それぐらいのことだったら、逆に言うと、それぐらいのことだから受け手もそれぐらいのことなんですよね。

そんな、記憶に残らんようなことを向こうも言われているから、そんなに重要視しないんですよ、きっと。

だから、できてなくても多分何とも思っていないとか、あるいは、それができる限りぐらいでしか伝わっていないのかね。ここはもうちょっと執行部内で整理して、何らかそこら辺考えていかないと、今後訴訟になったときに弱いですよ、どう考えても。幾らこっちが主張したところで、確かに6センチで検査している事実はあるよ。

ただそれは、例えば、それをするのであれば本来設計も変えなきゃいけないし、施工方法も変えて材料も変わるからお金かかる話ですよと、でもそういう話したら、今の予算でやったださいって言われたからこれでやりましたって言われればね、了解済みの話ですよ、そうなるよ。

だって、予算上げたくないから今のままで、できる範囲でやってくれっていう話を仮にしてれば、もうそれ以上言えないからね。

そんな10年も20年も前の話をしてるわけじゃないから。そこはもうちょっときちっと整理をしていかんと、この後耐えられないよ。

それで、ちょっとほか、このあと保存工事のほうに行きたいんですけど、これに行く前にほかの方の質問があれば先に。

古賀和仁委員長

ほかに。

尼寺省悟委員

いろいろ聞きたかったけど、あんまり聞かんでもね、小石さんが言ったこの資料というか、メモとか結果報告ね。安井建設のこの件についてちょっと聞きたいんですけど。

実は11月1日の時点で、そもそも報告書が来たときに私が園木次長に対してどう思うかと聞いたときに、あなたは、想定とは随分乖離した回答なんだと、こういう返事したよね。想定とは随分、要するに施工不良を認めてない、施工不良の責任をほとんど感じていないと、そういう回答だというふうに私とったんやけどね。

実際問題として、クリアランスの不足については、あくまで部分的な施工精度の良否の瑕疵の範疇だとかね。最初はクリアランスがないんだというふうな形で、基本的には施工不良を認めていない、そういうふうな回答書であったと思うったいね。

そういったときに、小石さんのほうから、こういったメモがあるんだ、出せということで今回この2つが出てきたと思うんだけど、この2つのメモを見て基本的には違うのはね、知っているとおり、最初のものについては建設時の不適切な施工によると、こういうふうに書いてある。次のページのものにはこれ書いてないんよね。

なぜこれが違って、恐らくこちらのほうがちゃんと印鑑があるんだから、こちらのほうが正式であって、こちらは正式でないし、あなたはさっき、公文書として認めると言ったから、こちらのほうを正式な文書と。すなわち、建設時の不適切な施工によるということを認めた、安井設計がそういったものなんだというふうに私どもはとっていいわけでしょう。

園木一博教育次長

文書の取り扱いですが、先ほども申しあげましたように、一度2ページ、3ページにある文書が8月17日ごろ提出された。それで、その後に公開等も含めたところの協議をされた中で、正式に委託契約の内容でもないということで4ページ、5ページの文書に置き変わったということで2ページ、3ページの文書については途中経過の文書ですと。

ただ、いただいた文書としては、当然、相手方から一度提出された文書でございますので、安井設計の報告としては、最終が報告メモとして整理されてますけど、その前段で一度、この報告書が提出されたら、これも事実ですということで御報告をさせていただいたと。

尼寺省悟委員

さっき言った、これ明確に違うったいね。

片方では不適切な施工というふうにごう、認めているわけたい。片方のやつは書いてないったいね。

だから、メモのほうをとるとなるとね、どちらをとるかっちゃうのは、これはかなり大きな問題になってくるわけでしょう。

不適切な施工であると認めているやつは途中経過なんだと、そういうふうに言ってしまつて、こちらのほうもそういうふうにとるとなると、今後の問題としてね、だから、私はちゃんと社印を押してしているんだから、こちらが正式なものなんだとみなさない今後大変に

なるんじゃないの。

園木一博教育次長

繰り返しになりますけれども、どちらも安井設計から提出された文書です、という認識をいたしておりまして、8月17日ごろに提出された文書の中には不適切な施工によるという表現が明記されております、これも文書としていただいている。

ただ、その後に出された分については、その文章が割愛されていると、表現が。調査結果の事実のみの表記内容に整理しましたということで提出されているということで、どちらも安井設計から提出された文書だという認識をしているということは事実です。

尼寺省悟委員

ちょっとね、どちらも……。先ほど、なんか公式な文書とかいう、小石さんが話しよったでしょう。だから、そういった意味では両方とも公式な文書なんだというふうに認めるというふうにとっていいわけね。

園木一博教育次長

私どもとしては、繰り返しになりますけど両方とも安井設計から提出された文書ですと。

それで、時間軸でいくと、こちらが先であとから報告メモということで再度提出されたという整理をさせてもらいましたということです。

小石弘和委員

あのですね、これ2通出ている。

そいけん、私は11月1日に8月5日の経緯を、要するにお話をしたわけですよ、ね。

日付がこう、7月29日だから、29日に出た分は、私、見ました。そのあと、8月5日に市の職員が、今泉建設と安井建築設計を呼んで協議した分の中に、不適切な施工があるというふうな文言の分があると私は聞き及んでおるわけね。

その後、8月15、16日ごろ提出をされたと、公文書で提出をされたというふうなことを聞き及んでいるわけですよ。そいけん、そういうふうな、うわさがずっと流れとったですね。

そいけん、私はお聞きしたんですよ、ね。

そしたら、そういう文章はね、個人的な見解というふうな答弁があっているわけですよ。

しかしですよ、この聞くところによると、この公文書、不適切な施工による分はね、コピーもできないよと、してはならん。市議会も提出をしてはならんと、いうふうな結局取り決めがあったと私は聞き及んでいるわけ。

その点課長、どんなふうに思われますか。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

小石弘和委員

じゃあ、私がお聞きしているのは、第2弾で出た状態で、あなたは要するに一所懸命これを持って。そのときに、安井建築設計とのお約束が、これはコピーもしてはならん。公文書の、結局印鑑も使っているから市議会にも出してはならんというふうな、何かそこらの取り決めがあったのかって、お聞きしているんですよ。

江寄充伸教育総務課長

そういった取り決めは存じ上げておりません。

小石弘和委員

わかりました。

これ、もうちょっと調査して、そういうふうな答弁するとね、本当に大変なことになりますよ。

尼寺省悟委員

それでね、これ7月29日になっているけれども、この報告書は市長を初め、教育長初め、いつこれを聞いたんですか、この報告書。

要するに、安井がこういった施工ミス、不適正な施工であるということ認める、この報告書を見たのは、市長とか教育長はいつこれを見たわけですか。

天野昌明教育長

この文章を見たということの段階と申しますか、事実につきましては原稿段階の文書について8月11、12日の副市長への内容報告をした際に、こうした報告書があったということで報告を受けております。

尼寺省悟委員

あのね、市長が記者会見で、業者が施工不良を認めているというふうな記者会見したよね。それは、これがもとになっているわけでしょう。これを市長が見たからでしょう。

それで、そのあと、議会の中で二転三転して、いや、あなたは認めてないと言ったりね。あるいは本会議の中で、その証拠はちゅたら類推しているとか、こういう言い方でぐちゃぐちゃになってしまったでしょう。

ということは、やっぱり小石さんが言ったように、この文書が公表されない、この文書が正式でないというふうな、そういったことが背景にあったから、そういった形でぐちゃぐちゃになっていったということじゃないかと思うんですけど、違うんですか。

園木一博教育次長

確かに、文書の取り扱いとして、非常に不適切な部分が多かったというふうに私は感じております。

過去の発言の推移等を見ると、やっぱり一部食い違い、市長のコメントも含めてあったかに思いますけれども、それについてはやはり御指摘のとおり、この文書の取り扱いの整理の仕方がやはり不適切であったのかなという認識は持っているところです。

尼寺省悟委員

それで、もう1回聞くけどね、建設時の不適切な施工によると、こういうものだというふうに言っているということは、単なる彼らが言っているように、これは軽微なミスであるとか、単なるものではないと、そんな軽いものではないと、本当に施工不良なんだと。64枚ボードが、直接結びつくかはまた今後のあればってんね。

決して、これ軽いものではないというふうに捉えていると、ね。思っただけですね。

園木一博教育次長

先ほど、松隈委員から御指摘ありました案件とも関連するかと思います。

特定天井の仕様の決定の方法、施工業者から出ているのが極力その施工に合わせるというふうな取り決めだったというような文書提出もいただいておりますし、きょう資料として提出させていただきました29日の調査結果としては不適切な施工という表現がある文書も、実際提出された経緯があると。

それで、今後はやはりこれらも含めて、専門家の御意見を頂戴しながらそこを検証していくしかないのかなというふうに考えておまして、基本的には、第三者の立場におられる専門家の方々に、今後内容の検証も含めてですね、お願いしていきたいというふうに考えております。

久保山博幸委員

ちょっと、若干視線を変えて質問させていただきますけれども、もう私は当初から設計監理者のスタンスというか、そこにずっと疑問を持っておりまして、この報告書を読む限り、そもそもは震度4ぐらいの地震で、何でできたばかりの建物にああいう故障が起きたのかっていうところからスタートしたと思うんですよね。

それで、この報告書によると、要するに特定天井として、特定天井じゃなくて、今、耐震天井ですか、というような捉え方みたいですが、耐震天井としての機能っちゃうか、仕様については支障がないと。今回も、その部分については何も被害は出ていないと。

そのところ認識が、要するに設計監理者としてですよ、この仕様はもともと耐震天井、特定天井っていうのは大きな地震のときに、天井自体が落下して人命に危害を及ぼすことのないようにきちんと、ある程度の地震については落下しないというふうな仕様ですよ。

今回も、当然落下もしてないし損傷も起きてないと、だから設計側としては、だから問題はないんだと、自分たちはその仕様どおりにやっているし、現状でもそういう状態にあるか

ら、特に今回のことは、設計として、監理として特に問題はないというふうな、まさかそういうふうな認識ではないと思うんですが、どうもこの報告書見ると、例えば壁際の剥離については、軽微な損傷であると。

我々としては、もともと震度4ぐらいでそういう故障が起きたのは、そこが一番問題に捉えているんですが、この報告書によると、軽微な損傷はあるが耐震天井自体には性能上も、現状でも問題はないというふうな捉え方で、検査の目的ですよ。目的自体から何か、この監理者の、ちょっとずれているんじゃないかなという、そもそもは、何で震度4で損傷が出たのかっていうところを検証すべきなのに、見ているところは耐震性能を十分保持していると判断していると。

だから、どうも監理者のスタンスというのが、私は疑問があるんですね。そのあたりについてはどう。

園木一博教育次長

7月29日に調査をお願いした内容については、被災した天井が、このまま災害復旧工事を行った後、天井の強度も含めてですね、耐震機能は保持できているのかどうかを調査していただきたいということで調査をお願いした経緯等もあって、こういう報告になっているものというふうに認識をしています。

当然、法律改正によって特定天井の仕様が明確に出てまいりましたけれども、おっしゃるとおり東日本大震災の天井落下の大きな被害等が出ている状況に勘案して基準が定められたという認識をいたしております、当然、震度4で天井が落ちたりというのはあり得ないと思っっているんですが、そういう意味では強度が保たれているという報告だという認識をいたしております。

ただ、この中にも、文言的に施工上の問題等も御指摘がっておりますので、今回の震災による被災内容が、本来特定天井ですから天井なんで、揺れるのが前提になりますので、廻り縁を含めて一部ボード剥落等の損害があり得るというふうに考えるべきなのか、やはり施工上の問題が、そこには根底にあって、それによってこういう損傷を起こしたのか、ここはやはり専門家の御判断をいただきながらお知恵をおかりして検証する必要があるだろうという認識をいたしておるところです。

久保山博幸委員

文科省の基準に基づいてっていうようなことが最初から言われておりますが、監理者の立場として、工事完成しても、やっぱり携わった以上、また2年以内の物件ですから、当然、設計者、監理者、施工者、みんな責任があるわけですよ。

普通考えてみれば、できたばかりの建物で何か起これば、それはお客さんにお金払えと

園木一博教育次長

説明がちょっとちぐはぐになって申しわけございませんけれども、2ページ、3ページにあります報告書の安井設計事務所の押印がなされていない状態の原稿について12日で報告を受けられております。

それで、正式に捺印されたものが、教育委員会に届いたのが17日ごろということで確認をいたしているところです。

小石弘和委員

じゃあ、もう、はっきりお聞きしますけど、この8月17日ごろの文書は公文書として扱われるわけですね。

園木一博教育次長

本日、委員会に資料として提出をいたしておりますので、公文書の取り扱いになるものと認識はいたしております。

松隈清之委員

それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

災害復旧工事及び緊急現場保存工事についてなんですけれども、まずこの災害復旧工事はいつからいつまでの契約で、現場保存工事のほうはいつからいつまでの工事っていうのをもう1回教えてください。

原 祥雄教育総務課総務係長

天井災害復旧工事につきまして、工期につきましてお答えいたします。天井災害復旧工事につきましては7月15日着手、そして、8月10日に契約を解除いたしております。

そして、次に、緊急現場保存工事につきましてですけれども、これにつきまして工期について申し上げます。8月18日から9月20日までといたしております。

以上、お答えといたします。

松隈清之委員

8月18日から、実際、現場保存工事って行われているんですかね。

原 祥雄教育総務課総務係長

緊急現場保存工事は、確かに8月18日から現場のほうで施工をされております。

松隈清之委員

災害復旧工事のほうは8月10日までということなんですけれども、これ8月10日とか、その次の現場保存工事の8月18日とかなんですけれども、9月議会のときは、まだそこら辺整理ついてなかったと思うんですけど、それどうなんですかね。

原 祥雄教育総務課総務係長

松隈委員御指摘のとおり、9月市議会定例会の際にはまだ整理はできてない状態でした。

松隈清之委員

でも、これによると、9月20日の時点では工事終わってるってことだね。

多分、この同じぐらいの時期ではまだ整理ついてないと、多分、委員会の答弁があったんじゃないのかな、どうなのかなあ。委員会のあとか……。

定例会以降にあった委員会でも、多分こちら辺の答弁では整理ついてなかったと、工事終了後も整理ついてなかったような気がするんだけど、そこら辺はどうなんですかね。

原 祥雄教育総務課総務係長

天井災害復旧工事と緊急現場保存工事につきましては、確かに、予定された、もともとの工期を超えて整備をするような事態になってまいりました。

この点につきまして、施工をしていただいた業者さんには大変な御迷惑をおかけしたところ です。

それで、9月議会定例会が終わりまして、10月に入りまして、やっと工事代金の清算までこぎつけることができまして、そのあとに、委員会での報告ということで、前回させていただいたところ です。

松隈清之委員

そしたら、8月10日までに一旦これ、流れがちょっとよくわかんないですけど、災害復旧工事自体が中断してましたよね。

それで、8月10日でこれ終わっていることになってるんですけど、この終わった状態と8月18日の新たな現場保存工事っていうのは、流れ的にはどうなっているんですかね。

一旦、その現場は、8月10日の時点で終わったので全部撤去されているっていう状態なんですか。それとも、8月18日の時点でまだ足場は残っている状態なのか。次の工事がそのまま流れて進んでいっているのか。

契約解除が、契約解除っていうか工事期間が8月10日までなんで、10日の時点よりも前に多分工事とまっていますよね。ですから、工事は多分その前に、もう7月23日までしか工事してなくて、そのあととまってて、8月10日で終わっているっていうのは、それで8月18日から今度、現場保存が始まっているっていうのは、現場の流れ的にはどうなっているんですかね。

原 祥雄教育総務課総務係長

天井災害復旧工事が7月27日で中断をいたしました。

その後、当初想定してなかったクリアランス不足の問題が出てきましたから、どのように

対応していくべきかということを一内部のほうで協議に多くの時間を要しまして、時間だけが過ぎていくというような状況でございました。

今、松隈委員御質問の、現場はどうなっていたのかということの御質問ですけれども、作業が中断した状態、足場がそのまま残っている、ただ作業だけがなされていないというような状況でありました。

それで、実際に工事が再開できたのは、ちょっと災害復旧の趣旨から現場保存への趣旨に変わりまして、現場のほう動き出したのが8月18日ということです。

松隈清之委員

ということは、現場としては、足場等もずうっとかかった状態だったっていうふうに認識していいですか。

これが9月20日まで、20日は終わっているんだけど、20日の完了のときにはなくなっているけれども、8月18日の時点では、その前からずっと残っている足場が残っている状態と認識していいんですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

御指摘のとおり、足場が残った状態でした。

松隈清之委員

そうすると、例えば8月10日から8月18日まで1週間あるんですね。

この足場代は誰が払うんですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

手続は後先にはなって、9月の下旬になってから整理がついたものではございますけれども、この期間については足場だけが残った状態。

それで、作業はしてないけれども、あとをもって契約を解除して、再度契約を結ぶというようなことになってしまいましたので、この期間の分の費用につきましては、あとの工事、ここで言いますと緊急現場保存工事の中で、そのあたりの経費を含めて積算をさせていただいているところです。

松隈清之委員

そこで、この工事の、今回、工事の中身が若干出ているんですけれども、この足場はずっと残っているんですね。

足場は残っているんですね、だから足場の部分って、要はゼロから始めるわけじゃなくて、足場って初めからありますよね。もちろん、足場のリース料とか発生しますよ。発生してそこ中で見てるっていうことなんですけど。

要は、仮設したり撤去したりっていう部分は2つの工事で1回ずつしかないですね。仮

設も1回、撤去も1回ですよ、だってずっと足場かかっているんだから。1回ずつ足場を撤去して、また仮設して撤去してっていう流れはないですよ。

それで、そうすると、もちろん出来高のところに入ってるのかどうなのかっていうところなんですけど、足場の部分ってこれ、それぞれ1回ずつの金額で言うたら金額的に結構張るんでね。張るんで、言うたら足場の部分って、こん中でどれぐらい占めているんですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

資料で申しますと、13ページの当初設計金額の部分で御説明させていただきますと、今、①の建築改修工事として、当初設計金額が681万2,539円というふうに出ておりますけれども、このうち、おおむね200万円が足場代というふうになっております。

松隈清之委員

ということは、当初設計金額って言ってるけど、これは仮設から工事期間中のリース代、あるいはその撤去も含めて200万円、当初の工事では200万円見てたというふうに理解していいですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

当初の、市の設計金額ベースとして200万円、おおむね200万円を見ていたということです。

松隈清之委員

それでは、緊急現場保存工事の部分も足場、直接仮設工事とあるんですけど、これは幾らぐらいなんですか、この部分で。

原 祥雄教育総務課総務係長

緊急現場保存工事の中では、資料で申しますと14ページの上のほうにございます建築改修工事308万7,080円というふうに掲げておりますけど、その中のおおむね60万円程度が足場代ということになります。

ちょっと経費を細かく、今、算出をいたしておりませんので、おおむねということでお答えとさせていただきます。

松隈清之委員

ということは、これ当初設計金額を、ちょっと落札率がね、若干低いんで、八掛け以下ぐらいになっているんで、金額的に八掛けつうとねえ、160万円ぐらいなのかなあとか思ったりもしますが、いずれにしても、このうち出来高ってどういう計算をしているんですか、これ。

これ積算方法ってあるんですか、途中で、例えば工事が中止になりましたと。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

天井災害復旧工事の出来高の計算方法ですけれども、撤去しているものについてはその数

量、ボードを張りかえたりしているものに関しては、8月10日時点でどこまで工事が進んでいるか、作業が進んでいるかに応じて出来高を数量として拾い出していくようになります。その合計として、単価は設計当時の単価を掛けながら工事費を積み上げていきます。そして、最終的に落札率を掛けていくということになります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

結局、これ見ると災害復旧工事のほうで出来高として334万円、緊急保存のほうで513万円だから、結局合わせて834万円の金額を払ったと、業者に払ったということでもいいんですかね。

原 祥雄教育総務課総務係長

資料のほうに合計を示しておりませんでしたけれども、尼寺委員御指摘の334万2,600円と緊急現場保存工事の513万5,400円で精算をいたしております。

尼寺省悟委員

そうすると、天井災害復旧工事のほうで、結局中断しとるんだから、最低限見積もってもこの差額か。500万円ぐらいの、あと追加工事で、次どんなふうになっていくわからないけど、調べてみてどういった形になっていくかわからんけれども、最低でもやっぱりあと500万円は、本格工事やる場合には少なくともそんなくらい要するというふうに考えていいんですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

今回の天井災害復旧工事の中で作業ができてない部分もでございます。ランチルームであるとか、そういったところも含めて、そうですね、御指摘のあったように500万円程度かかるかなというふうな感じは持っております。

尼寺省悟委員

最後ですけど、前回のときに、園木次長は災害復旧工事については、補助の内容について十分確認すると。災害復旧工事補助をもらっているけれども、現在の時点で施工不良ということも十分考えられる。

施工不良であるならば災害復旧費補助を受けられないということで、そういったことも踏まえて今考えておるし、第三者委員会のその判断次第では、施工不良ということで先方に対して請求するということもあり得るというふうに考えていいんですかね。

園木一博教育次長

災害復旧工事については、今現在県のほうと協議をさせていただいております。

工事内容が完全に災害復旧を行ったわけではなくて、現場保存工事に工事内容も変わっている現状から考えると、補助をいただいて、これ事を進めるというのは非常に難しいだろうということで、具体的にどういうやり方がいいのかということを含めて今、県のほうと御相

談をさせてもらっている状況です。

尼寺省悟委員

施工不良の可能性があるということ、今やっているということじゃなくて、災害復旧やなくて保存だからやっている、ということなんですか。

園木一博教育次長

もともと震災による災害によって発生したものを、災害復旧工事ということで補助をいただいておりますので、原形復旧を前提と。

それで、今回の工事が工事を途中で中断している経緯もありますものですから、当然災害復旧が全て完了したわけではないという現状を踏まえると、これをこのまま事を進めるのは難しいだろうという考えを持っておりまして、これについては今、県のほうと具体的にどういうふうな手続が一番適正なのかという意味合いでの御相談をさせてもらっています。

尼寺省悟委員

施工不良の可能性があるけれども、それが確認されたわけじゃないから、そういったことじゃなくて、あくまで現場保存ということでやっている、ということですね。

はい、いいです。

久保山博幸委員

復旧工事の仕様についてお尋ねを、前回、以前も言って一度お尋ねしたんですけども、仕様変更ですね、復旧工事の。

廻り縁を要するに一段下げて、下げてやりますというふうな、それは誰が決めたんですかと、そういうその仕様を、誰が設計をされたんですかというお尋ねを以前したかと思うんですが、それは本市においてやりましたと。

それで、じゃ設計者とのその辺のやりとりはどうあったんでしょうかっていうふうなお尋ねもしたと思うんですが、結構ここんところ重要だと思うんですね。

設計っていうのはやっぱり設計者の責任というのがあって、安易にその仕様変更っていうのは、やっぱり設計者のきちんと確認をとらねばいかんし、だから、その時点での、設計図を書かれて、それで積算をされたと思うんですが、そういう仕様に変更したその辺の経緯、誰が最終的にそれを判断したのかというところをちょっとお尋ねしたいです。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

被災をしまして天井災害復旧工事を発注するまでに、特に被災をした直後になりますけれども、当時、設計、工事監理をした安井建築設計事務所のほうには相談に乗っていただいております。

その内容としましては、やはり同じような震度4程度で、同じような被災を受けないよう

にということと、2センチ下げるといふ案につきましても、それが法的に問題がないかどうかというところも相談をしたり、相談するところといたしましては安井だけではなく、建築主事がいらっしゃいます東部土木事務所等とも協議を重ねて、最終的には鳥栖市が判断をしまして、設計の図面、設計図書ですね、を作成しております。

以上でございます。

久保山博幸委員

ということは、安井設計側から2センチ落としなさいという、落としたほうがいいですよというアドバイスがあったわけではないんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

2センチ下げるといふ案につきましては、安井建築設計事務所から提案があったわけではございません。

松隈清之委員

質問ではないんですけど、ちょっと要望というか資料として、先ほどお尋ねいたしました災害復旧工事と緊急現場保存工事の、さっき言ったその出来高の明細、さっき足場のところで200万円とか。当初のやつで、実際その出来高、これ今、ざくっと大枠でしか出てないんで、今言って今出てこないし、多分書きとめるのも大変なので、それぞれ細かな明細として出していただきたいなど。

特に、今後また委員会開かれる、12月もありますんで、特に急がないんで、そこ整理をしていただいておきたいというのと、さっきも、これも申し上げましたけれども、余りにもね、記憶にしたってあいまい過ぎて、議論できないですね。

本当、このままいったら対抗できないと思うんですよね。もうちょっとそこら辺は、きっちりと整理をしていただかんと、それこそ、そういうお願いをしたのが直前であればね、施工監理業者も施工業者も、いや、今ごろ言われてもみたくない、もうできるところしかできませんよっちゅう話もあるし、いや、それはもう半年も前から言っとるんだったら、もっとできることあったでしょうとか、変わってくるんですよね。

ちょっとそこは、相手も含めて、いつぐらいにこの話しましたっけっていうのも整理してもらわんことには、なかなかここら辺の、じゃあどこに問題があったのかっていう検証できないんで、そこはまた、お願いをしときたいと思います。

以上です。

尼寺省悟委員

犬塚さんにちょっと聞きたいんですけどね。

竣工図ですたい、竣工図。最終的にこれでいきますよと、最後のものについては、さっき

の6センチのクリアランス記述がないと、結果として6.7センチ、そういったもんですかね。

極めてあれ、重大なもんだから、私としては、当然、最終的な文書なんだからね、あるはずだと思うんですけどやっぱりないんですか。（「竣工図はある」と呼ぶ者あり）

その竣工図に普通やったら6センチ以上というクリアランスが、記述があるはずだと思うんですけど、ないんですか。ないんですか普通。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

最終的に提示をされた図面の中、竣工図の中には、その断面を切った絵がございます。

それで、その6センチという寸法は記載されていないんですけれども、それに付随する部材の位置については寸法が記載されてますので、その部材の幅等を差し引くことによって6センチ以上のクリアランスがあるということは、もう容易に推定はできるかと思います。

尼寺省悟委員

現場の作業員の方は、やっぱりその竣工図っちゅんか図面を見てね、仕事をするんだろうし。それを口頭でやるっちゅことは普通は考えられないしね。

そういった意味で、私はないっちゅのは疑問である。ずっと前から思ってたけどね、違うんですか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

竣工図につきましては、最終的な現場の姿をあらわした絵になりますので、竣工図を基に現場を指示するということではございません。

あくまで、現場がこうでき上がってますということで提出をされていく、事後の書類になってきます。

尼寺省悟委員

ほんなら現場でね、実際作業員の方がやる場合は何を根拠にして、何の図面を基にして仕事するわけ。

口頭で6センチしなきゃいかんというふうにするわけ。ちゃんとした図面があって、その図面に基づいて現場の作業員の方は仕事をするんじゃないですか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

一般的には、現場の作業員に指示をする場合は、現場の請負者が作成した施工図をもとに、現場が動いていくということになります。

尼寺省悟委員

そしたら、その図面を、6センチ以上という図面は、そちらのほうが、施工する人は持ってないわけ、施工する側は。

あるいは、施工する側にしてもこちらのほうにしてもね、両方とも確認するためにも6セ

ンチ以上というクリアランスがあった作業図っちゅんか、普通はあるはずと思うんやけど、ないんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

天井伏せ図ということで施工図が書かれたものはございます。

ただし、そのクリアランスについて断面を切ったものはございません。

古賀和仁委員長

よかですか。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

ありませんので質疑を終わります。

なお、先ほど松隈委員からの資料については、よろしく願いしておきます。

質疑を終わります。



古賀和仁委員長

以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時 28 分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ⑩

